

講義録レポート

講義録コード

06-13-2-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	講 義 編
目標年	2013年合格目標	科目②	労働基準法
コース	上級本科生	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD DVD通信 ・ WEB通信 ・ DL通信 ・ WEB+DL通信		

収録日	2012 年 11 月 9 日		
講師名	高橋 比沙子 先生	板書 枚数	3 枚 ※レポート 含まず
		補助レジュメ 枚数	1 枚
		その他 (訂正等)	4 枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●ハイレベルテキスト [労働基準法] P. 1 ~ P. 39		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (ハイレベルテキスト 労働基準法)		
	●補助レジュメ () _____ 枚	講義録添付 (有・無)	
	●その他 (過去10年本試験問題集①~④ TAC出版) _____ 計 4 冊	講義録添付 (有・無)	
備考	*DVDご視聴の方へ* 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

講師

高橋

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

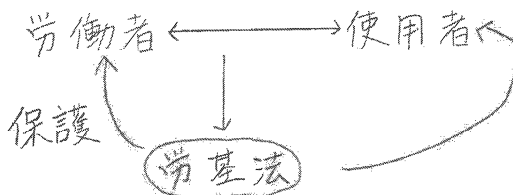
(学習のポイント)

- ・ 予習
- ・ 優先順位
- ・ アウトプット

(法律の学習)

- ・ 立法趣旨
- ・ 定義
- ・ 要件 → 効果

2



制限

↓実効性確保

(労働条件の最低基準
を強行的に規定)

- ・ 契約の効力(法13条)
<P.30>
- ・ 罰則
- ・ 行政の監督

8

同居の親族 + 労働者 ⇒ 労基法適用

↓労働者性

(原則) 労働者ではない

(例外) 労働者(P.8 2(1)(2))

社 労 士 講義録

科目

労基法

コース

上級本科

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

講師

高橋

先生

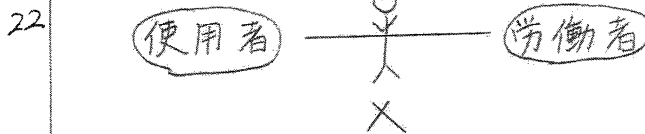
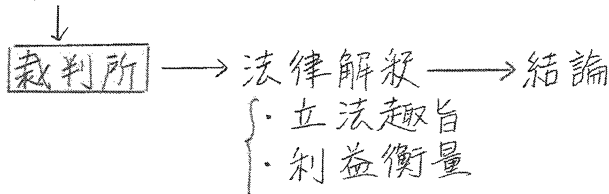
テキスト
ページ

黒 板 内 容

- 11 (使用者の視点)
- { ・ 契約責任を負う
 - ・ 罰則等の対象

- 15
- ・ 強行法規
 - ・ 労働協約
 - ・ 就業規則
 - ・ 労働契約
- } → 権利, 義務

- 17 (判例のイメージ)
- 紛争



- 23 (Point) 違約金 X
- 損害賠償額 X ⇔ 損害賠償 O

- 24
- 前貸の債権 (労働することを条件)
- 使用者 ←——— ↑ 相殺 X ———— 労働者
- 賃金債権

(1)-(7)-(3)

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 1

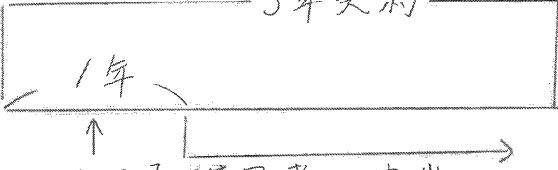
配布物 ★ミニテスト：あり [] なし ★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
★実力テスト：あり [] なし ★その他のレジュメ []
◇配布物なし

講師 高橋 先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

31 (考え方)
民法 (契約の一般法)
↑修正
労基法

33 (例) 
↑
{ H15 改正 } (使用者に申出
1年 → 3年) (労) いつでも退職可)

34 基準 → 助言, 指導
(厚労大臣) (行政官庁)

※法36条2項, 4項 (R132)

37 (考え方)
労働条件の明示 ↔ 就業規則
(個別的なもの) (集团的, 画一的)

(/) - (7) - (4)

社 労 士 講義録

科
目

労基法

コ
ー
ス

上級本科

回
数

/

配
布
物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講
師

高橋

先生

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

テキスト
ペー ジ

黒 板 内 容

進行予定表 - TAC社労士講座 上級本科講義編 -

労働基準法		
回数	授業	
	該当ページ	講義内容
1	P1～P39	始め ～ 労働者の労働契約解除権及び帰郷旅費
2	P40～P79	労働契約の終了 ～ 賃金の保障
3	P84～PP124	労働時間等に関する規定の適用除外及び労使協定 ～ 休憩・休日
4	P126～P173	時間外及び休日の労働 ～ 時間単位年休
5	P174～P245	時季の指定 ～ 最後

平成 24 年 10 月 31 日

TAC社会保険労務士講座

< 受講生の皆様へ > ～上級本科生コースの講義進行にあたって～

上級本科生コースは学習経験者を対象とするコースのため、講義では主に本試験頻出事項、出題可能性の高い箇所及び改正事項を重点的に取り上げていくこととなります。

したがって、多くの方が自宅学習等により理解可能と思われる事項や出題可能性・重要度が低い事項については簡略化し、あるいは省いて講義をすることがある旨をあらかじめご了承下さい。

なお、取り上げなかった箇所であってもテキスト各章冒頭マトリクスで本試験頻出ゾーンとされている箇所や、テキストに「必修」の表示のある箇所等出題頻度が高い表示のある箇所は講義後に各自ご確認下さい。

社 労 士 講義録

科目

労基法

コース

上級本科

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

高橋

先生

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

テキスト
ページ

黒 板 内 容

上級本科生用 No. 1

法改正による教材の変更をお願いいたします。

法改正により以下の箇所が変更になりました。お手数をおかけいたしますが、該当箇所の変更をお願いいたします。

【ハイレベルテキスト】				
科目	P	行等	改正箇所（改正前）	改正内容（改正後）
労基	35	上から9行目 ～18行目	(1) 契約締結時の明示事項の見出し及び①、②、③の内容を削除して下さい。	
		上から19行目	(2) 雇止めの予告	(1) 雇止めの予告
		上から20行目	有期労働契約	期間の定めのある労働契約
		下から15行目	(3) 雇止めの理由の明示	(2) 雇止めの理由の明示
		下から14行目	① 前記(2)	① 前記(1)
		下から11行目	有期労働契約	期間の定めのある労働契約
		下から6行目	(4) 契約期間についての配慮	(3) 契約期間についての配慮
		下から5行目	有期労働契約	期間の定めのある労働契約
	37 及び 213	表中 「法第15条の労働条件の明示」の絶対的明示事項の欄	①の下に次の記載を加えて下さい。 ①-2 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項*	
		表の真下	表の真下に次の記載を加えて下さい。 ※ ①-2に掲げる事項については期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り明示しなければならない。	

(P35、37、213について)

有期労働契約の継続・終了について予測可能性と納得性を高め、紛争の防止につなげるため、労働基準法施行規則第5条が改正され、労働契約締結時に、契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」も書面の交付によって明示しなければならない事項とされた。また、この労働基準法施行規則の改正に伴い、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに係る基準第1条「契約締結時の明示事項等」が削除された（平成25年4月1日施行）。

062-4300-1100-18

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
 ★実力テスト：あり [] なし
 ◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★その他のレジュメ []

講師

高橋 先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

上級本科生用 No. 1

【ハイレベルテキスト】				
科目	P	行等	改正箇所（改正前）	改正内容（改正後）
労基	68	表中退職手当の最終行	郵便為替の交付	普通為替証書等の交付
		下から15行目	※5 郵便為替を	※5 郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行がその行う為替取引に関し負担する債務に係る権利を表章する証書（株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書及び定額小為替証書）を
	73	Point 「通貨払・例外の具体例等」の下から2行目	郵便為替の交付	普通為替証書等の交付
	119	下から20行目	郵便局の職員	日本郵便株式会社の営業所の職員
		下から18行目	郵便局（郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便局をいう。）において	日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行うものに限る。）において
	121	表中 「例外・付与の必要がない者」③	屋内勤務者30人未満の郵便局職員	屋内勤務者30人未満の日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法第2条に規定する郵便窓口業務を行うものに限る）の職員
	134	上から14行目	郵政事業の年末	日本郵便株式会社の行う郵便事業の年末
	189	下から4行目	郵便局員等であっても、	日本郵便株式会社の営業所（簡易郵便局法に規定する郵便窓口業務を行うものに限る。）の職員等であっても、
	202	上から16行目	25の化学物質	26の化学物質

(P68、73、119、121、134、189について)

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律により、郵便局株式会社法の一部が改正され、同法の題名及び同法における郵便局の定義が改正されたこと等に伴う改正である（平成24年10月1日施行）。

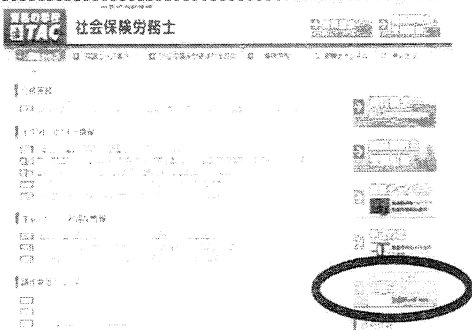
(P202について)

女性の就業を禁止する業務に、エチルベンゼン塗装業務であって送気マスク等を使用する必要がある業務等が追加されたことにより、規制対象が26物質となった（平成24年10月1日公布、平成25年1月1日施行）。

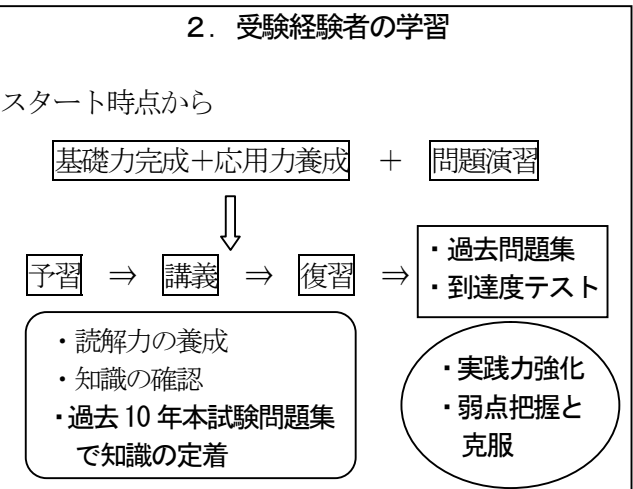
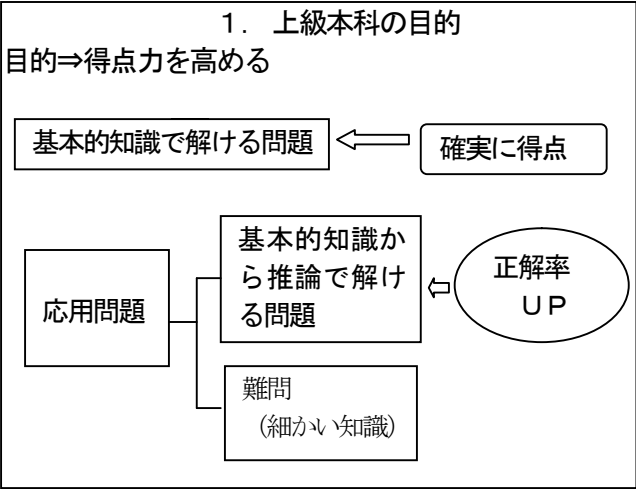
平成24年11月1日
TAC社会保険労務士講座

社	労	士 講義録	科目	労基法	コース	上級本科	回数	1
---	---	-------	----	-----	-----	------	----	---

配布物	★ミニテスト：あり [] なし ★実力テスト：あり [] なし ◇配布物なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★その他のレジュメ []	講師	高橋 先生
-----	--	--------------------------------------	----	-------

テキスト ページ	黒 板 内 容
	TAC 社会保険労務士講座を受講の皆様 2013-No.1 【Webお知らせ掲示板】のご案内 ■Web お知らせ掲示板URL 法改正や訂正案内等の教材情報を TAC ホームページ上で閲覧できます。どなたでもご利用いただけますので、以下に記載する URL よりアクセスいただき、学習にお役立てください。 http://sharosi.tac-school.co.jp/forum/pages/index.php ★Web お知らせ掲示板のコンテンツ内容例 ・教材情報（正誤表・法改正） ・事務局からのお知らせ ※上記 URL より直接アクセスする方法のほか、TAC ホームページトップ画面の【社会保険労務士】をクリックし、社会保険労務士ページの画面右にあるリンクよりアクセスする方法もございます。  TAC ホームページ URL http://www.tac-school.co.jp/ ◆市販書籍に関する情報は、TAC 出版書籍販売サイト「CyberBookStore」でご案内しております。 http://bookstore.tac-school.co.jp/err_res/

労働基準法第 1 回講義レジュメ



3. 参考条文

〈憲法 25 条〉

① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〈憲法 27 条〉

① すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

4. 三菱樹脂事件 (P. 17 判例事案)

(事案概要)

新規卒業者として企業に採用された者 (以下Xという) が、3カ月の試用期間満了直前に、企業 (以下Yという) から、採用試験の際に学生時代の学生運動について秘匿したことを理由として、Yから本採用を拒否する旨の通知を受けた。これに対して、Xが憲法違反、民法の公序良俗違反、労働基準法3条違反等を理由として採用拒否の無効を訴えて提訴した。

5. 法3条、法4条

The diagram shows the relationship between labor conditions and discrimination. On the left, 'Labor conditions' (労働条件) are defined by 'Article 3' (3条) and 'Article 4' (4条). Article 3 includes 'Nationality' (国籍), 'Covenant' (信条), and 'Social status' (社会的身分). Article 4 includes 'Women' (女性) and 'Wages' (賃金). On the right, 'Prohibition of differential treatment' (差別的取扱い禁止) is shown, which leads to 'Violation' (違反) and 'Penalty' (罰則あり). The penalty is 'Imprisonment for up to 6 months or a fine of up to 300,000 yen' (6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金).

6. 任意貯蓄

手続き等	社内	通帳
貯蓄金管理協定+届出	○	○
貯蓄金管理規程+周知	○	○
労働者の請求→遅滞なく返還	○	○
管理状況報告 (3/31 以前 1 年間 4/30 まで)	○	×
利子 (年 5 厘以上)	○	×